

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜田惠造

## 香川県規則第28号

### 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 略
<u>(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)</u> <u>第3条 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による建築物省エネルギー性能適合性判定を受ける前に当該計画の提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。</u>	
<u>(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明)</u> <u>第4条 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>2 省令第11条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。</u>	
<u>(特定建築物に係る報告の徴収)</u> <u>第5条 建築主等は、法第17条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。</u>	
<u>(建築物の建築に関する届出に添えるべき図書)</u>	

第6条 省令第12条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した付近見取図、配置図、仕様書、床面積求積図及び立面図
- (2) 各種計算書その他これに準ずるものとして知事が必要と認める図書
- (3) その他知事が必要と認める図書

(特定建築物以外の建築物に係る報告の徴収)

第7条 建築主等は、法第21条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、建築物状況報告書（第5号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(認定申請書に添えるべき図書)

第8条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録省エネ判定機関に限る。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第23条第1項又は第27条の申請書に添えなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 法第29条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定申請書に添えるべき図書)

第3条 省令第1条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録建築物調査機関に限る。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第1条第1項又は第5条の申請書に添えなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 法第29条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定をしない旨の通知)

第10条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第7号様式）に省令第23条第1項又は第27条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明)

第11条 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

(工事完了の報告)

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第10号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告の徵収)

第13条 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第11号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

2 法第36条第2項の認定を受けた者は、法第38条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（第12号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第13号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条にお

(認定をしない旨の通知)

第5条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第2号様式）に省令第1条第1項又は第5条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第3号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(報告の徵収)

第7条 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

2 法第36条第2項の認定を受けた者は、法第38条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（第5号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第6号様式）に省令第3条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第6条にお

いて準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第15条 知事は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(第14号様式)により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、法第37条の規定により法第36条第2項の認定を取り消すときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書(第15号様式)により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(建築物省エネルギー性能適合性判定手数料等)

第16条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1

第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築物省エネルギー性能適合性判定に係る建築物を工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。)の用途に供する場合(当該建築物の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の5分の4以上であり、かつ、その他の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合に限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(2) 基準省令第1条第1号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号アに掲げる場合を除く。) 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定

いて準用する省令第3条第2項の通知書)を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(第7号様式)により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、法第37条の規定により法第36条第2項の認定を取り消すときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書(第8号様式)により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)

する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める額

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号に定める額に2分の1を乗じて得た額

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

4 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

(手数料の免除)

第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

第17条 建築物省エネルギー性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

(手数料納付票)

第18条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第19条 略

別表第1（第16条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円	48,000円	161,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円	112,000円	259,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	157,000円	165,000円	338,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	194,000円	203,000円	404,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	241,000円	252,000円	475,000円

別表第2（第16条関係）

略

別表第3（第16条関係）

略

(手数料納付票)

第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料納付票（第9号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第12条 略

別表第1（第10条関係）

略

別表第2（第10条関係）

略

第1号様式（第3条関係）

(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届

年　月　日

香川県知事

殿

届出者　住所

氏名  ㊞

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

次の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げるるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出年月日

年　月　日

2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第2号様式（第4条関係）

(日本工業規格A列4番)

(第1面)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の  
軽微変更該当証明申請書

年　月　日

香川県知事　　殿

申請者　住所

氏名　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名　㊞

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

- 1 適合判定通知書番号 第　　号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年　月　日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

注意

- 1 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の  
軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の  
軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第4号様式（第5条関係）

(日本工業規格A列4番)  
特定建築物状況報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の通知年月日

年　　月　　日

3 建築物の位置

4 報告の内容

注意　氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第7条関係）

(日本工業規格A列4番)  
建築物状況報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物の建築に関する届出年月日  
年　月　日

2 届出に係る建築物の位置

3 報告の内容

注意　氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第9条関係）

(日本工業規格A列4番)

認定申請取下届

年　月　日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 印  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

次の認定（変更認定）の申請を取り下げるるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日

年　月　日

2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式（第4条関係）

(日本工業規格A列4番)

認定申請取下届

年　月　日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 印  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

次の認定（変更認定）の申請を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日

年　月　日

2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第7号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（第31条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日

年 月 日

2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

3 認定（変更認定）をしない理由

## 第2号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（第31条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日

年 月 日

2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

3 認定（変更認定）をしない理由

## 第8号様式（第11条関係）

(日本工業規格A列4番)

(第1面)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の  
軽微変更該当証明申請書

年　月　日

香川県知事　　殿

申請者 住所  
氏名　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名　㊞

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

- 1 認定通知書番号 第 号
- 2 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 認定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

注意

- 1 第2面から第6面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第33の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第11条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の  
軽微変更該当証明書

第                  号  
年    月    日

建築主              様

香川県知事        印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の  
軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日              年    月    日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第10号様式（第12条関係）

(日本工業規格A列4番)

工事完了報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の工事を完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第12条  
の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第6条関係）

(日本工業規格A列4番)

工事完了報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の工事を完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条  
の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第11号様式（第13条関係）

(日本工業規格A列4番)

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年　月　日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条第1項  
の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号  
第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日  
年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第4号様式（第7条関係）

(日本工業規格A列4番)

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年　月　日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項  
の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号  
第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日  
年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第12号様式（第13条関係）

(日本工業規格A列4番)

基準適合認定建築物状況報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第　　号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第5号様式（第7条関係）

(日本工業規格A列4番)

基準適合認定建築物状況報告書

年　月　日

香川県知事　　殿

報告者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第　　号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第14条関係）

(日本工業規格A列4番)

工事取りやめ届

年　月　日

香川県知事　　殿

届出者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の工事を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14  
条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第8条関係）

(日本工業規格A列4番)

工事取りやめ届

年　月　日

香川県知事　　殿

届出者　住所

氏名　　㊞  
(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の  
新築等の工事を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8  
条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年　　月　　日

3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第  
年  
月  
日

様

香川県知事 

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により同法第30条第1項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第  
号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年  
月  
日

3 認定を取り消す理由

第7号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第  
年  
月  
日

様

香川県知事 

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により同法第30条第1項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第  
号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年  
月  
日

3 認定を取り消す理由

## 第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第  
年  
月  
日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により同法第36条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第  
号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年  
月  
日

3 認定を取り消す理由

## 第8号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第  
年  
月  
日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により同法第36条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第  
号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年  
月  
日

3 認定を取り消す理由

## 第16号様式（第18条関係）

略

## 第9号様式（第11条関係）

略

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。